

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	地域の見守りサービス実証実験業務	03 その他警備	総合警備保障株式会社	4,320,000	平成29年7月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置(CVCF1)蓄電池ほか交換業務	02 機械設備等保守点検	株式会社ジーエス・ユアサフィールドインクス 関西支店	10,648,800	平成29年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

1

随意契約理由書

1 委託業務名称

大阪市 地域の見守りサービス実証実験業務委託

2 契約の相手方

総合警備保障株式会社

3 随意契約理由

本実証実験には、見守りサービスのエリア化が重要な要素となる。見守りサービスのエリア化には、公共施設ほか地域の店舗や家屋等、様々な場所への基地局（定点検知器）の設置、見守りボランティアへの見守りアプリ（スマートフォンアプリ）の配布が必要となるが、これらを効果的な方法で実施する必要がある。さらに、本見守りサービスは、見守られる側の小学生が持ちやすい機器（ビーコン）であることや、見守る側である保護者が検知情報をいち早く知ることや、検知履歴を容易に閲覧できること、見守りボランティアが見守りサービスへの参加を実感できるなど実験参加者それぞれにメリットを感じられるサービスであることが必要なため、見守りサービス提供事業者として豊富な実践経験・ノウハウを備えた事業者への依頼をしなければならず、詳細な仕様内容を作成できない業務である。

また、本事業の目的は、当該の見守りサービスの有効性及び効果の検証、市民ニーズの把握及び市全体への展開方法について検討することであり、予定価格の範囲内で本目的にかかる最大の効果を得るためには事業者の提案する創意工夫等が必要不可欠であり、その内容によって得られる効果には、相当程度の差異が生じると認められるため、競争入札には適さない。

本事業は、当該の見守りサービスについての高度な専門知識等が求められるものであるため、本事業と同様の業務を専門としている事業者から幅広い提案を受けることで、本事業の効果を最大限発揮する方法を選択することができるという効果が見込めるため、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を選定した。

学識経験者等の意見等を聴取する審査委員会において、総合警備保障株式会社からの提案の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、総合警備保障株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G5）

5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当（活用推進グループ）（電話06-6208-7664）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置（C V C F 1）蓄電池ほか交換業務

2 契約の相手方

株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングス 関西支店

3 特名随意契約理由

株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングス 関西支店（以下「フィールドディングス社」という）は、今回交換対象の蓄電池の製造、納入業者である株式会社GSユアサ 関西支社（以下「GS社」という）と同等の知識を有したグループ会社であり、設置後の保守点検、整備及び修繕業務のGS社の窓口となっている。フィールドディングス社は今年度のC V C F 1の点検業務受注業者であることから、修繕後の性能・作動状態等を保証し安全性の確保及び製造者責任と保守責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当（電話番号 06-6208-7115）